## 県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県土マネジメント部土木工事成績評定要領(平成2年4月1日付け技第6号)により評定した結果(以下「評定点」という。)の通知に関する事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事成績 評定要領第2条に規定する工事(以下「対象工事」という。)とする。

(評定点の通知)

- 第3条 本庁検査にあっては、技術管理課長は、評定者から県土マネジメント 部長へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に評定点を速やかに 別記様式1及び別表1により通知するものとする。ただし、自然災害発生時 において、災害協定に基づき随意契約した工事並びに緊急維持業者及び特定 業者と随意契約した工事(以下「応急工事」という。)については、別記様式 2及び別表1により通知するものとする。
- 2 機関検査にあっては、出先機関の長は、評定者から出先機関の長へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の受注者に評定点を速やかに別記様式1により通知するものとする。ただし、応急工事については、別記様式2により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日(奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する休日を含む。)以内に別記様式3により、技術管理課長又は出先機関の長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

- 第5条 技術管理課長又は出先機関の長は、前条に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式4により回答するものとする。
- 2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の回答をする場合においては、本 庁契約の工事にあっては県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会 設置要領(平成25年3月29日付け技第274号の7)、機関契約の工事にあ っては県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領 (平成25年3月29日付け技第274号の7)に基づき、それぞれ設置された 委員会での審議を経るものとする。

(過去の工事の評定点の請求等)

- 第6条 対象工事の受注者は、本庁検査にあっては技術管理課長、機関検査に あっては当該出先機関長に対し、過去の工事に係る評定点の通知を別記様式 5により求めることができるものとする。
- 2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の規定による請求を受けた場合に

おいては、速やかに別記様式6により評定点を通知するものとする。ただし、 当該対象工事の土木工事検査(成績評定)書が所定の文書保存期間を経過し ている場合等においては、その旨を通知するものとする。

附則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。